

## 岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日(月) 午後1時27分～午後3時21分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員11人

|   |   |     |   |         |
|---|---|-----|---|---------|
| 会 | 長 | 山   | 本 | 淳 (14番) |
| 委 | 員 | 1番  | 田 | 中 一 行   |
|   |   | 2番  | 小 | 西 由 子   |
|   |   | 3番  | 山 | 本 一 美   |
|   |   | 4番  | 米 | 村 進 司   |
|   |   | 7番  | 谷 | 口 貴 文   |
|   |   | 8番  | 賀 | 山 圭 子   |
|   |   | 9番  | 飯 | 野 幸 義   |
|   |   | 10番 | 奥 | 山 昌 一   |
|   |   | 11番 | 澤 | 大 篤     |
|   |   | 13番 | 福 | 石 幸 生   |

●農地利用最適化推進委員5人

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 15番 | 土 | 師 信 義 |
| 16番 | 上 | 田 芳 夫 |
| 17番 | 岸 | 本 彰   |
| 18番 | 中 | 野 広 正 |
| 20番 | 藪 | 田 俊 博 |

4. 欠席委員 (4人)

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 5番  | 藪 | 内 孝 博 |
| 6番  | 上 | 根 慶 万 |
| 12番 | 大 | 森 正 良 |
| 19番 | 宮 | 本 裕 澄 |

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

1番 田 中 一 行

2番 小 西 由 子

日程第4 報告事項

①前総会(2月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

- ②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について
- ③議案第3号 耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について
- ④議案第4号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第11号について
- ⑤議案第5号 令和7年度岩美町農作業標準料金の決定について
- ⑥議案第6号 岩美町地域計画に係る意見聴取について

日程第6 その他

- ①農業委員会だより第203号原稿について
- ②令和7年度農業委員会総会日程（案）について
- ③タブレット研修について

6. 農業委員会事務局職員

|       |       |
|-------|-------|
| 局長 補佐 | 前田 悟史 |
| 係 長   | 松本 享子 |

|                |  |
|----------------|--|
| 事務局            | <p>ただいまから令和6年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は14名中11名ということで、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>5番の藪内委員、6番の上根委員、19番の宮本委員からは欠席する旨、連絡をいただいておりますし、あと12番の大森委員さんにつきましては体調不良ということで欠席ということでございます。</p>  |
| 事務局<br><br>会 長 | <p>それでは、会長のほうからご挨拶のほうをお願いいたします。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ようやく厳しい寒波が去りまして、いよいよ春作業の動き出す季節になりました。いつものことですが、農作業の安全には十分気をつけていただきますようお願いいたします。</p> <p>本日、お手元に、皆さんで作成していただいた目標地図の素案を基に町のほうで地域計画と目標地図を作成していただきました。この地域計画、目標地図を基に、今後5年から10年後の食料の生産基盤として守るべき優良農地を地域の皆さんの担い手に集約されるよう、効率的な生産として守るべき集約された効率的な生産活動ができるように、これからも地域の皆さんと話し合いを進めていきたいと考えております。皆さんにおかれましても、今後とも地域の皆さんとお話をいただき、効率的な農地利用となりますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p> |
| 事務局            | <p>議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則によりまして会長のほうが議長を務めることとなっておりますので、以後、議長のほうをお願いいたします。</p>   |
| 議 長            | <p>それでは、議事録署名委員ですけれども、いつものとおり私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>   |
| 議 長            | <p>では、1番の田中委員さんと2番の小西委員さん、よろしく申し上げます。</p>  |

議 長

続きまして、日程4の報告事項のほうに入らせていただきます。  
前総会のでんまつ、それから農地法第18条のほうによる通知について説明をお願いします。

事務局

てんまつですけれども、1点目が3条4件9筆ということで、岩本地内の交換による所有権移転と大谷地内の売買による所有権移転及び蒲生地内の贈与による所有権移転についてお諮りいたしました。承認いただきましたので、2月12日付で許可書のほうを譲受人、譲渡し人に送付しております。

2点目、農用地利用集積等促進計画第10号ということで、52件515筆の申出についてお諮りし、ご意見ございませんでしたので、意見なしという形で2月12日付けで町のほうに回答しております。

3点目ですが、令和7年度農作業標準料金の決定についてお諮りしましたけれども、結論に至りませんでしたので持ち越しさせていただいております。

続きまして、下の1月案件というところですが、1月の総会でお諮りした案件について、2月総会后に許可指令書の送付がございましたのでご報告させていただいております。5条2件2筆ということで、大谷地内の住宅の増築と、それから岩井地内の老人福祉施設の建設を目的とした転用についてお諮りした案件でございます。承認いただきましたので、1月20日付けで東部農林事務所へ進達し、2月10日付で県の許可が下りまして、2月17日に許可指令書を受領いたしましたので、2月18日付けで譲受人、譲渡し人、それぞれに許可書を送付しております。

続きまして、報告事項の2、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

今回は、農地の賃貸借の解約通知を3件139筆受理しております。最後の1筆を除いては\*\*\*\*\*さんと機構との合意解約で、\*\*\*\*\*さんが農業部門のみの\*\*\*\*\*を設立されたということで、その\*\*\*\*\*さんに権利を付け替えるための合意解約となっております。

7ページの22、23と、8ページの26、27、29番については、書類のほうがそろわなかったということで、今回の議案第4号のほうには載せておりませんが、それ以外の筆については全て今回の議案第4号の促進計画のほうに上がっております。

24ページの\*\*\*\*\*さんについてはまた後の議案のほうで出てくる予定です。

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>報告は以上です。</p> <p>報告事項が終わりました。<br/>ご意見とかありましたら。質問がありましたら。</p> <p>(質問、意見なし)</p>  |
| 議 長 | <p>ないようですので、続いて議案第1号、事務局のほうの説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>議案資料の25ページをご覧いただきたいと思います。<br/>議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。<br/>下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。<br/>説明は担当のほうからさせていただきます。</p>  |
| 事務局 | <p>今回、1件1筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。<br/>まず、申請者ですが、八頭町の*****さんです。申請地は大谷*****番、登記地目は畑、現況は原野となっております。面積は575平米です。内容としましては、令和3年11月に亡くなった父のほうで耕作していたが、療養中から放置状態であったために原野となっているということで、時期としては令和の初期頃から耕作されていないということです。証明は澤委員さんにいただいております。<br/>資料1をご覧ください。<br/>1ページの塗り潰しの部分が今回の申請地です。<br/>2ページ目のほうに現況写真を添付しております。ちょっと見にくいですが、その土地については塗り潰されていて航空写真では分からないんですけども、北から3分の1辺りのところで区切られておりまして、①と②が南側の3分の2ぐらいの部分、それから③のところは北側の部分です。この土地につきましては、夏の利用状況調査でもB判定となっております。草が刈られていない状況で、③についてはかなり草が、というか硬いつるみたいな枯れたものが繁茂しているような状態になっていました。<br/>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>担当の澤委員さんのほうから意見を頂戴したいと思います。</p>   |

1 1 番                   この\*\*\*\*\*番ですけれども、写真を撮ったのがたしかおよそ1月だったと思いますけど、ふだんというか通常の雪の降らないときはもっとこれよりも草が伸びて大変な状態となっております。1月に事務局とか推進委員と一緒にいったときはこういった状況でございまして、先ほど説明にもあった3年から、亡くなられてから耕作してないということでございます。非農地申請も仕方がないかなというふうに考えております。

                          以上です。

議 長                   説明が終わりました。

                          皆さんの質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

                          (質問、意見なし)

議 長                   ないようですので、採決をさせていただきます。

                          第1号議案の「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

                          (全員挙手)

議 長                   ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

---

議 長                   それでは、引き続きまして議案第2号、事務局の説明をお願いします。

事務局                   議案資料26ページをご覧くださいと思います。

                          議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」。

                          農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。

                          説明は担当のほうからさせていただきます。

事務局                   今回、1件1筆の申請を受理しております。

                          申請地は大字宇治\*\*\*\*\*番、面積が261.15平米、登記地目のほう、こちらは宅地となっております。備考のほうに書いているんですけども、現況地目については農地台帳のほうも畑となっております、現地の方のほうも実際耕作をされているような状況です。農地法は基本的には現況主義となりますので、農地として処理をさせていただいているところで

す。申請人は、譲受人が宇治の\*\*\*\*\*さん、譲渡しが鳥取市の\*\*\*\*\*さんで、権利の内容は売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料の1ページをご覧ください。

塗り潰しの部分が今回の申請地になります。

資料2の2ページのほうの許可要件ですけれども、まず全部効率要件ですが、トラクターが2台と耕運機が2台、田植機が1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有されております。宇治の辺りに約1町の田を耕作しておられます。そのうち、申請地の西側にある、地目は田ですけれども、そちらのほうは畑として利用されているようです。600平米ほど。農業経験は45年程度ということです。その他、常時従事要件は本人が200日となっております。また、通作距離につきましては、ご自宅が、地図のほうにもございますけれども、ご自宅の近くにあり、40メートルということがございます。その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。

(2) 申請地の現状及び今後の予定についてですけれども、申請地はこれまで畑として利用されており、引渡し後も畑として利用するため、周辺農地に影響はないということで、ジャガイモ、カボチャ等を作付予定とのこと。

なお、売買価格についてですけれども、全体で\*\*\*\*\*円。10アール当たり直すと約\*\*\*\*\*円となります。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

まず、担当のほうの山本委員さん。

3番

先週だったですけど、現地へ事務局と推進委員さん、私とで現地を確認させていただきました。前作者が畑できちっと使用されており、今度、売買による移転ということでもありますので、その方も畑として使用するのには特に荒れておりませんし、支障ないのではないかなというふうに判断しました。

以上です。

議長

質疑のほうを受けておりますので。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議案第2号の第3条について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

議長

それでは、議案の第3号のほうに入らせていただきます。  
事務局のほう、お願いします。

事務局

議案資料27ページをご覧ください。  
議案第3号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」。  
別紙の土地が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めます。  
説明は担当からさせていただきます。

事務局

このたび、27ページから33ページに、牧谷地内と、それから相谷地内、173筆の耕作放棄地、いわゆるB判定の農地について上げさせていただいております。  
まず、資料3の1ページをご覧ください。  
利用状況調査等に係る非農地事務取扱要領を載せております。まず、この中で、第3の再生利用が困難な農地の非農地の判断にある手順を進めております。1の農地部会による精査につきましては、2月10日の開催の農地部会で協議をいただいたところです。農地部会の協議結果としては、本日お配りした農地部会の協議報告書に載せております。

議長

2月10日に農地部会の会合をいたしました。結果について農地部長のほうから報告をお願いします。

3番

2月10日の日に総会が終わった後、残っていただいて、農地部会として協議事項1、2を協議いたしました。手元にある資料に基づいて説明いたします。  
利用状況調査に基づく非農地判断、非農地通知について、B判定農地についての非農地化を進めることとしたということが1点と、2番目の地籍調査の結果については、地籍調査立会いを実施し、地区、延興寺、外邑、小田、洗井、鳥越の地目を変更する農地として、現地立会いのとおり地目変更することを報告したということでもあります。

事務局

ありがとうございます。

今、部長さんの報告にもありましたとおり、第2回の農地部会のほうで地区のほうを決定させていただいておまして、その中のB判定の農地について非農地化を進めることとしたということと、それから所有者等の不明農地については、これまで同様、非農地判断のみを行って、税務課を通じての法務局への登記地目変更の申出は行わないということで進めさせていただきご了解をいただきました。

ということで、今回はそれ以外に会長と農地部長さんにご相談の上で1筆追加をさせていただいたものがあります。議案32ページの156です。下のほうにある筆ですけれども、1筆、新井が入っています。こちらにつきましては、1月に中四国農政局と法務局のほうから相続土地国庫帰属制度の申請があった土地について調査依頼の連絡がありまして、担当地区の藪内委員さんと確認したところ、ここは今後、農地としての利用は困難だろうと考えられる農地であったということで、非農地にすべき農地と判断するけれども判断時期は未定という形で回答を返していたんですけれども、国のほうからも非農地判断については速やかに行うように通知が出ているということと、それから農地であるか否かによって国の帰属先が変わるということなどを踏まえて速やかに処理をしようということで、今回の事前通知の中に入れていただきまして、非農地判断の中にも含めさせていただくこととしておりますので1筆増えております。

農地部会後の要領第3の非農地判断における事前通知に基づき、所有者のほうに事前通知をして意向確認をしております。所有者が事前通知の前に不明だったものを除く158筆の筆について通知をしております。宛先不明で返送されたために所有者の意向が確認できなかったものにつきましては所有者不明に加えております。所有者から非農地にしないほしい旨の通知があった筆は2筆と、それから逆に追加してほしいというものが2筆ありまして、隣接地でありまして同じ状況でございましたので、こちらのほうは非農地判断の筆のほうに加えています。

具体的な筆につきましては、議案28ページから32ページの上段に非農地通知を行う156筆、32ページの一番下から33ページのところに所有者不明等の農地の17筆を掲載しております。非農地判断というか非農地通知を行う筆のうち、網かけをしてるのが農振農用地となっております。最後の先ほど申し上げた156番の筆につきましては色がついておりませんが、こちらも農振農用地となっております。

それから、具体的な場所につきましては、資料3の4ページから8ページにつけておまして、見づらいところもありますけれども、対象地がピンクで所有者不明の農地が青、農振農用地は黄色となっております。農振農用地につきましては、次回の農振の見直しの際に基本的には外すということで、今回は30筆となっております。

このたびの総会では、所有者不明の農地を含めた173筆について非農

地判断していかどうかというところを協議していただきます。

今後の流れとしましては、資料3の2ページの第3の3の部分で、本日の総会で非農地判断をした後、所有者等各所に非農地通知を发出するとともに、農地台帳のほうの整理をさせていただきます。所有者不明の農地の17筆を除いた156筆については、税務課を通じて登記地目の変更を法務局のほうに申出する予定となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

皆さんのほうで質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、ないようですので第3号議案の農地法の適用を受けない土地として賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございました。

議長

それでは、第4号議案のほうに入らせていただきます。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案資料34ページをご覧ください。  
議案第4号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第11号について」。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。  
説明は担当からさせていただきます。

事務局

議案35ページから43ページに農用地利用集積等促進計画の案を載せています。  
各地区の図面は資料4をご覧ください。  
今回の計画案は、新規が19筆で、基盤法からの移行が6筆、耕作者が同じ再設定が36筆、その他は付け替えとなっております、ほとんどが\*\*\*\*\*さんです。

42ページの9番については、前回の合意解約の取下げがあった2筆です。それから、12番の\*\*\*\*\*さんのものについては、\*\*\*\*\*さんからの付け替えになります。

今回は、賃貸借によるものが185筆27万6,841平米、使用貸借によるものは7筆の6,514平米です。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(谷口委員退席)

議長 \*\*\*\*\*の1番の案件について、質問のある方、疑問がある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。  
では、\*\*\*\*\*の促進計画、意見のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、\*\*\*\*\*の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成です。  
それでは、4番の\*\*\*\*\*の案件について質疑のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成です。  
それでは、\*\*\*\*\*の促進計画についてご意見がありましたら。ありませ

んか。

(質問、意見なし)

議長 では、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。皆さん賛成です。  
それでは、その他のほうでご意見や質疑がありましたらお願いします。  
ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成していただきました。  
では、第5号議案、事務局のほう、お願いをいたします。

事務局 議案資料44ページをご覧ください。  
議案第5号「令和7年度岩美町農作業標準料金の決定について」。  
令和7年度の農繁期における農作業の円滑な推進を図るため、最近の社会的諸事情を勘案して、適正なる農作業別標準賃金及び料金の決定を求めます。  
説明は担当のほうからさせていただきます。

事務局 では、資料5で説明をさせていただきます。  
1ページに広報掲載用の案をつけております。  
2ページのほうに岩美町の令和6年度の料金と7年度の案、それから今回、他市町さんも値上げしているところが多いので、値上げする場合のパターンとして、令和6年度物価上昇分の2.7%増のものと鳥取市と同じ3%の場合、それから燃料価格の上昇分を計算した4.6%の上昇をさせてみたものの数字を参考につけております。それぞれのピンクの網かけをしてるところは、税抜き部分に上昇分を掛けて四捨五入して100円に丸めたものと、それに消費税を掛けたものです。白い部分につきましては、単純に上昇分で2.7とか3%を掛けたものとなっております。そのうち、1円まで端数がある防除ですとか100円未満の肥料散布やあぜ塗り

については、100円で丸めるという処理を行わずに処理しております。令和7年度案については、あまりにも上げ過ぎてもということで、農業離れを招きかねないということもありますので、一応2.7%を採用してつくっております。

それから、3ページのほうには、岩美町と東部地区の各自治体の料金を比較するように記載をさせていただいております。赤のところは前年より上がった部分という形です、赤字の部分です。それから、一番右のところには、令和6年度のお市町の平均と令和7年度の岩美町の案の差額と、それから聞き取りで確定でない部分も含まれておりますけれども、令和7年度のお市町の平均と岩美町の案の差額をお示ししております。

中身ですけれども、鳥取市につきましては既に決定されておまして、一般作業料金が1,000円で、その他については約3%、物価上昇分程度の値上げとなっております。

若桜町さんも決定をしておまして、一般農作業と、それからほかの町村さんと比べて低かったあぜ草刈りのほうが値上げとなっております。

八頭町さんにつきましては、まだ今回の総会に諮る予定ということで決定しておりませんが、案としては2つ用意されているということで、物価上昇分の2.7%を全体に上げる案と、それから燃料代の影響が大きい部分とおっしゃっていますけれども、乾燥とか運搬とか稲刈りについて、インターネットから拾った燃料上昇分ということで9%上げるという2案を準備しておられるそうです。挙げているのは、その2.7%と9%、両方上げるものを数字としてはこちらで計算して入れさせていただいています。

智頭町さんについては、前回の総会に諮られたんですけれども、もう少し値上げしてはということで決定にならなかったということで、今回は燃料代上昇分として全体を3.4%上げる案と、それから燃料代と物価上昇分を両方加えて5.4%上げる案を準備していらっしゃるということで、ここには5.4%を上げるものをこちらのほうで計算して入れております。

3ページ、4ページは参考資料としてですけれども、岩美町の算出根拠がない中で倉吉市さんからご提示をいただいたものを3ページのほうに、それから4ページには燃料価格の推移であるとか消費者物価指数の値等を掲載しております。

2ページに戻っていただきまして、岩美町の事務局案としては、賃金については最低賃金を踏まえて、一般作業料金を一の位を切り上げて960円を下限として、また最低賃金上がるであろうことを踏まえて1,100円まで幅を持たせているのと、それから水路清掃につきましても、こちらは人件費なので960円という形にさせていただいております。それから、その他については、全体を2.7%上げるという形にしております。

まずは値上げをするかどうか、それから上げ幅、上げるとした場合、上げ幅はどうか、それからこの間の整形田と不整形田の割増率はどうかみたいな話もありましたけれども、その他の項目との兼ね合いはどうか等、またご協議いただければと思います。それから、ローンの金額につきましては、JAさんの価格を参考にしておりますので、それを載せさせていただきます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いします。

3番

結構面倒な問題で、上げたら上げたでまたいろいろあると思うし、町内においても人の作業を受託してる人が少ないんですよ、結局。大きな会社組織を持つとる人ぐらいしかやってないと思うから、だからそういう人らにできるだけ燃料の高騰に伴って判断していただきたいというのがあって、事務局のほうにこの間お願いしたんです。だから、\*\*\*\*\*とか\*\*\*\*\*さんとかそういうところの人がいいよって判断してくれないとなかなか我々一般の人が、受けてない人がああだこうだ、ちょっと突っ込みにくいところがあってね。だけん、取りあえずそういう人らが意見を言っていたかないと。

事務局

\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんも来られたときに話したんですけど、なかなか判断が難しいなというところもあって……。

上げたら上げたで農業離れにならないかっていう心配をされてました。

13番

やっぱり米価がどうなるかっていう、すごい連動してしまってるので、この問題というのは。その見通しが、いかんせん今の状況はもっと上がるのかみたいなところもあるので。

7番

上がったら上がったで、お客さんのほうからしたら、まあ米が上がっているからいいよみたいな。万が一下がったときに、こんだけ厳しいのに受託料金を上げられてもってなるし、なかなか判断は難しいと思うし。

1番

思うんだけど、今年これってどうしても上げないけんものなのか、難しい案件だったら先延ばしてもいいんじゃないかなと思う。

7番

上げるタイミングだとしたら、今しかない。この米の上った時期。

- 議長 過去に消費税であったり、それからガソリンが急騰したりしたときには、秋までにもう一回検討したこともあります。農業委員会の標準料金を変えたこともありますんで、それはやはり情勢を見ながら判断すべき。
- 7番 この料金自体、何年間ぐらい上がってないんですか。何年間ぐらいずっとこのまま。ずっと。
- 事務局 消費税のときとかぐらいしか上げてきてないので、岩美町もほぼ据置き。なので、それこそ今、今回を逃すとなかなか上げにくくなる気もするところがあります。いろんなものが物価高騰してるプラス米価が上がってる。
- 1つは、軒並みほかの市町村さんも上げる雰囲気になっているところもあるので、今回据え置いても、岩美町さん低いなってということにはなるのかなと。八頭町さんは、前回上げていないので同じか、八頭町さんは低いかもしれないですけど。
- 議長 資料のとおり、要は農業委員会として、参考料金として出しますということではしてるんですが、どうでしょうか。出さんといけんと思います、いずれにしても。
- 13番 上げるのは決めたけえ、どれだけ上げますかっていうことじゃないん。どれだけ上げますか。
- 事務局 ひとまず、この案でいいかどうか。
- 選択肢として、3%、4.6%という選択肢は一応試算はしてある。事務局としては、上げるとしたら物価上昇率の2.7%分を上げるっていう、事務局で上げるとしたらそれでどうですかっていうことですので。鳥取市のように3%、それからガソリンや燃料価格の上昇率に合わせた4.6%にするのか。
- 事務局としては、上げるということでよければ、事務局としては2.7%を上げてはどうかという案。
- 事務局 上げるということは了承で、2.7%が駄目っていうことであれば、ほかのところを示していただいといたら、それで決定させてもらっという、実際の数字についてはそれで修正したもので決定したということにさせていただきます。どうしてもここで決めてしまわないと、待っておられる方もありますし、いろいろ不都合が出てくるので、できれば保留にせず今回決めてしまいたい。

|     |   |
|-----|---|
| 13番 | 消費者物価指数、鳥取県。これ、全体ですよ。   |
| 事務局 | 全体です。   |
| 13番 | 米じゃないですよ。   |
| 事務局 | 米じゃない。  |
| 13番 | 米だったらえらいことになる。米だけとったら50%アップとか。  |
| 事務局 | 会長さんが先に言われたけど、何も意見がなかったんで、そのまま決めてしまうのもどうかと思って言わせてもらったんですけど、改めて会長さんのほうから諮ってもらったら。  |
| 議長  | 資料5で決定させていただいてよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。   |
|     | (全員挙手)  |
| 議長  | ありがとうございました。  |
| 議長  | 議案第6号のほう事務局をお願いします。   |
| 事務局 | 議案書45ページをご覧いただきたいと思います。<br>議案第6号「岩美町地域計画に係る意見聴取について」。<br>農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき岩美町地域計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。<br>説明は担当のほうがさせていただきます。   |
| 事務局 | 岩美町の地域計画資料というものでございます。それが大きく資料としては3つに分かれております。1つは、上のほうに地域計画案の記載事項の説明、要約書というもの。それから、地域計画の浦富地区のものには資料1とか資料2とか書いたもの。それから、最後に東地区から蒲生地区までの10地区の地域計画の案それを一式配らせていただいております。大体のこういった根拠に基づいて計画をつくったかという説明だけをさせていただいたらと思っております。説明事項の説明、要約書と、あと浦富 |

地区の地域計画というもの、この2つ見ながら説明のほうを聞いていただけたらと思います。

初めに、記載事項説明、要約書の1番ということで、農業上の利用が行われる農用地等の区域。

これは、いわゆる地域計画で対象となる農地ですね。地域計画で上げる農地を、どういった農地を対象にしたかということになります。それが、もう一つの資料のほうの5ページ目に資料1というものを載せております、A3判の。これは浦富地区の資料になります。こういった資料を全地区そろえまして、それぞれ農用地区域の面積でありますとか多面の対象農地、それから中間管理権が設定されている農地と、そういったものを集計したものが資料1の浦富地区の分の表になります。これを、1つは農用地区域、それから中間管理権が設定されている農地、それから多面的機能支払交付金対象農地と、この3つの該当になる農地をこの地域計画の対象農地というふうにさせていただいております。

浦富地区で言いますと大体89.4ヘクタール、それが浦富地区のこの地域計画の対象農地ということで、そのように記載をさせていただいております。地域計画のほうでは、四捨五入して89.5という数字を上げさせていただいております。

次に、説明、要約書のほうに戻っていただきまして、2番、規模縮小などの意向のある農地面積。

今後、経営を縮小していく希望のある農家の方の、いわゆる出し手側の農地面積ですね。これにつきましては、はっきりとアンケート調査で調査したわけではないんですけども、浦富地区のほうの資料2というものをご覧いただきたいと思います。

資料2、6ページから8ページまで。この表の意味するところは、農業委員さんのほうに目標地図の素案というものをつくっていただきまして、素案と現況を見比べて、どういうふうに利用される方が変わったかというものを示したものになります。現況、例えば自作地であったりと自作でしとられた方が目標では担い手の方に変わっていたりとか、そういったものが分かる表になっておりますので、単純に現況から目標で変わった面積ですね。それがいわゆる規模縮小意向のある農地面積だというふうに捉えさせていただいて、その面積を集計したものが規模縮小の意向がある農地面積ということで記載をさせていただいております。

浦富地区で言いますと15.8ヘクタールというものが規模縮小であると。その中でも、現況の中に\*\*\*\*\*さんなんかも入っておりますけども、\*\*\*\*\*さんはどちらかといえば規模縮小の傾向にあるということで、その分も入れております。現況の中に\*\*\*\*\*さんや\*\*\*\*\*の名前も出てきますけども、そちらのほうについては集計には入れておりません。基本的には自作されておられる方、担い手に該当しない方ですね。そういった方のみを集

計しております。そういった現況で担い手の方が作っておられるものについては集計外だということでございます。

次に、要約書の3番ですけども、今後、農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積。

今度は、受け手側の引受け意向のある農地面積というものになります。それについては、もう一つの資料の9ページ目の資料3というものをご覧いただきたいと思います。

これは、今年度の利用調整の検討会のときに併せて中間管理機構から農地を借りておられる方にアンケートを取った結果になります。今後、現在の経営規模を縮小していくのか現状維持か拡大するのか、そういったことをアンケートで調査した結果になります。かなり回答されてない方もありますけども、取りあえずそういったアンケートを取った結果がそちらの表になります。

あと、認定農業者の方で、例えば規模拡大でもどのくらい面積を増やしたいかということを書いてない認定農業者の方については、直近の経営改善計画に今後どれくらい増やすかというものを書いてありますんで、それを基に数字のほうを入れさせていただいております。それが黄色い部分で表示させていただいたものが経営改善計画から拾ってきた数値になります。

それで、1回集計しますと、大体全町で61ヘクタールぐらい、10ページ目の一番下のほうにありますけども、6,131アールですね。61.3ヘクタールぐらいが、言えば受け手側のほうが今後、規模拡大で受け入れ意向のある農地面積だということで1回集計はさせていただいておりますが、結局、農政部会のほうでも説明させていただきましたけども、さっきの規模縮小などの意向のある農地面積、それが61ヘクタールよりも上回る状況になっております。具体的に言うと大体83ヘクタールが規模縮小の意向のある農地面積ということになっておりますので、受け手側の意向のある農地面積がそれよりも多くないと都合が悪いので、83ヘクタールよりも増やした数字にさせていただいております。それが、赤くしてある部分が直させていただいたものになります。特に、まず\*\*\*\*\*さん、それから\*\*\*\*\*さん、それから\*\*\*\*\*さん、そういったところをかなり面積を大きくしております。これは、どうしてこういった数字で上げさせていただいたかと言いますと、目標地図から現況と目標地図を比べて、それぞれどれぐらい担い手の方の農地面積が増えるかということを集計させていただいております。それが要約書の資料のほうの別紙2、5ページで、それぞれ現況と目標地図でそれぞれの担い手の方の面積を集計しますと5ページのような表の数値が出てきます。例えば別紙2の\*\*\*\*\*さんでいうと、現況と目標を比べていただきますと大体12ヘクタールぐらい増えるようなことになっております。それから、\*\*\*\*\*さんで言えば、現況16

ヘクタールが35.6ヘクタール。大方20ヘクタールぐらい増えるような計画になっておりますし、あとは\*\*\*\*\*さんでいうと大体15ヘクタールぐらい増やすということになります。目標地図から見ると、それぐらい増えるような計画になっているということで、その辺の数字からさっきの資料3の赤く修正させていただいた面積に変えさせていただいたということでございます。ですので、受け手側の今後引き受ける意向のある農地面積としては、岩美町全体で大体87ヘクタールということで修正のほうをさせていただいております。規模縮小の意向のある農地面積である83ヘクタールを、今の岩美町内の担い手の方でカバーできるんだというふうに計画上させていただいたということでございます。

次に、要約書の4番、担い手の集積率でございますけども、これは単純に現状、それから目標、それぞれ現状の地図、それから目標地図で出てくる担い手の方の面積を、1番の地域計画の対象農地を分母にして割ったものを集積率としております。

浦富地区としては、現状は74.6%、目標としては85.4%という数字が出てくるということでございます。

次に、5番の担い手の団地数、平均面積っていう数字が出てくるんですけども、それは浦富地区の分の一番最後の資料4というところが出てきますが、これは大体の担い手の方の現状の団地数、かなり大きく取っておりますけども、浦富地区で言えば大体7団地ぐらいということで、計画ではなるべくこの団地数を小さくして、なるべく集約を図っていくというようなことを計画上の記載をしております。

次に、6番、地域計画地区別一覧ということで、先ほどいろいろ説明した数値とかを4ページの別紙1の地区別一覧表というもので集計してまとめております。これを見ていただいたら、大体どこの地区がどういった数値が上がっているかということが分かると思いますし、あとどういった作物をそれぞれの地区で振興していくかということも地域計画に記載する必要がありますので、中ほどあたりに主要作物ということで大体の、ほぼ現状として各地区で栽培されている作物を記載のほうをさせていただいております。

それから、右のほうには目標地図に掲げた農業者ということで、また後ほど目標地図のことを説明させていただきますけども、そちらのほうに上げた農業者の方の一覧をそこにつけております。認定農業者の方は必ず上げないけませんので、畜産農家も上げさせていただいております。

あと、集落営農組織で、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*というふうにあげておりますけども、これは後で説明しますが削除したいと思います。目標地図に上げる組織にはならないということになりますので、この任意組織である3組織は地域計画の目標地図からは落とさせてもらいたいと思っております。

あと、その他の目標地図上で利用者に表示しますけども、そういった先ほどの担い手の方、認定農業者等以外で目標地図に出てくる農業者の方を一覧で載せております。

参考までに、人・農地プランのときの中心経営体の方のお名前も一番右端に上げております。どこの地区も大体人・農地プランで上げていた中心経営体の方を大分少なくしていただいているのかなと思います。この人も上げといたほうがよかったかもなというところがあるかもしれませんが、またそれは毎年見直しがありますんで、やっぱりこの人は上げとこうかというようなことがあったら、また見直していきたいなとは思っておりますけども、取りあえずは農業委員会のほうでつくっていただいた素案を基にした目標地図に掲げる農業者としては、そちらのほうにさせていただきたいなというふうに考えております。

あと、次の別紙2の5ページ目は先ほど説明させていただいたものになります。それぞれ担い手の方、認定農業者や新規就農者の方の現況と目標の面積がどう変わったかということで記載しておりますし、あと右端のところにはそれぞれの担い手の方の主要作物ということで記載のほうをさせていただいております。これは、現状作っておられる作物を上げさせていただきただけですけども、今後変わることがあれば、またそのあたりも変更していきたいなというふうに考えております。

最後に、一番農業委員さんのほうに説明しておかなければならないものになりますけども、要約書のほうの2ページから3ページをご覧くださいと思います。

8の各地区別の目標地図の方向性の要点ということで記載しております。

基本的には、目標地図につきましては農業委員会さんのほうでつくっていただいた素案をほぼそのまま目標地図にさせていただいております。中にはちょっと修正を加えた部分もありますので、そのあたりを説明させていただきたいと思っておりますし、大体は皆さんのつくっていただいた素案の目標地図の要点といたしますか、それがこういったものだということで上げさせていただいております。ちょっと見づらいかもしれませんが、それぞれの地域計画のほうにその目標地図をつけておりますので、そちらのほうを見ながら聞いていただきたいと思っておりますけども、それぞれの目標と現況を1枚で見比べて分かるようにしておりますので、見ていただいたら分かりやすいかなと思います。

まず、東地区についてですけども、基本的にはほとんどの農地が現状維持みたいな形になっております。ただ、陸上の一部土地改良した圃場については、利用者としては\*\*\*\*\*さんに集積をしていくというようなところが東地区の主な要点かなというふうに思います。

次に、浦富地区でございますけども、浦富地区については、まず小羽尾

の日野谷については全体的に\*\*\*\*\*さんに集積していこうと。大清水団地の付近の農地は\*\*\*\*\*さんに集積すると。それから、現在、\*\*\*\*\*さんが作っておられる農地のうち、岩美駅の裏側というか東側ですね、の農地の辺りは、今後\*\*\*\*\*であつたり\*\*\*\*\*さんのほうに付け替えしていくと、集積していくという計画になってございます。これは、素案のほうでは、\*\*\*\*\*さんの農地は全て\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*さんのほうに付け替えするというような計画をつくっていただいておりますけれども、\*\*\*\*\*さんのほうに個別に当たって意向を聞き取りましたら、5年後ももうちょっと続けていきたいと。機械がちゃんと動くうちなり体がまだ元気なうちは全部手放す気持ちはないというふうに言われまして、手放すとしたら大体岩美駅の辺りの農地だろうということと言われましたので、現時点では現役の認定農業者でございまして、全く目標地図から名前を落とすというのもちょっと支障があるかなということで、目標地図の素案のほうから変えさせていただいて、岩美駅の東側だけを\*\*\*\*\*や\*\*\*\*\*さんのほうに付け替えるというふうな計画に修正をさせていただいております。それから、あとは全体的に自作地とか中小規模の農業者の方の農地は\*\*\*\*\*さんのほうに大体集積し、付け替えたりというようなことが浦富地区の要点になろうというふうに思います。

次に、大岩地区でございまして、大岩地区は、大谷の圃場整備した大区画の農地については今でももうほとんど\*\*\*\*\*に集積されておるんで、そちらのほうはほぼそのままというふうになる。あとは、岩本の辺りですけども、基本的には\*\*\*\*\*さんと、それから利用者である\*\*\*\*\*さん、そのあたりに集積していくと。それから、大岩駅辺りから本庄側の農地一帯、それについては\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*のほうに集積していくと。あとは利用者である\*\*\*\*\*さんのあたりに農地を集積していくということが大岩地区の目標地図の主なポイントになると思います。特に目標値の素案から手は加えておりません。そのままにさせていただいております。

次に、本庄地区ですけども、大体本庄から新井にかけての農地一帯を\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんのほうに集積、付け替えるというような目標地図にしております。高山、恩志、河崎の辺りは、大きくは変えてないです。ほぼそのままというふうな計画にしております。新井のほうの\*\*\*\*\*さん、以前は新規就農者だった方ですので、\*\*\*\*\*さんのほうを目標地図に入れさせていただいております。そこをちょっと修正させていただいたということでございます。

次に、岩常地区ですけども、これも素案からは何も変えていません。ここも当然\*\*\*\*\*のほうが集積をかなりかけておりますんで、それをちょっと増やしていくかなというふうな目標地図にさせていただいております。

次に、小田東地区でございまして、こちらのほうは大体あまり担い手のほうが入ってない、一部、高住のほうに\*\*\*\*\*さんが入っておられま

すけども。ですので、大体现在の利用者の方を主に集積をかけているというものの傾向にしております。

\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*の生産組合、こちらについては、目標地図の記載の説明事項を見ますと、集落営農については法人が行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織のみを目標地図に掲げることができるようになっておりますので、目標地図の素案のほうでは\*\*\*\*\*や\*\*\*\*\*の生産組合が作業受託しておられる農地も記載していただいていたんですけども、そういう法人化の予定がない任意組織については目標地図に担い手として掲げることができませんので、地図上からは落とさせていただいています。ですが、小田東地区の地域計画を見ていただきたいと思いますけども、小田東地区の、ページで言えば4ページ目になります。小田東地区の5番、農業支援サービス事業者一覧という部分。目標地図に掲げる農業者以外に農業支援サービス事業者一覧という記載する部分がありまして、農業に関して作業受託も1つのサービスになるわけですので、そういったサービスを提供する団体ということで、そちらのほうに上げさせていただいております。単県事業の機械の整備事業なんかには、目標地図に掲げる農業者であるとか、ここの農業支援サービス事業者に上がってくる農業者でないと補助事業の対象にならないというような事業があります、機械整備の面で。ですので、ここに入れさせていただいたということでもあります。今後、機械整備とかそういった要望があるか分かりませんが、そういった補助事業の一つの要件になっておりますので、こちらのほうに記載をさせていただいたということでございます。

次に、小田南部地区でございます。小田南部地区については、あまり変わっておりませんが、基本的な方向としては幾らか現在でも残っている自作地を\*\*\*\*\*であつたり\*\*\*\*\*さんのほうに集積する。あとは、利用者としては\*\*\*\*\*さん、それから\*\*\*\*\*さん。\*\*\*\*\*さんというのは、最近促進計画でも上がってきて、農地の貸し借りを進められている方です。新しい農業者の方ですけども、そういった方を上げさせていただいておりますし、あと目標地図の素案からちょっと修正させていただいた部分になるんですけども、\*\*\*\*\*さんという方が池谷の一番下の谷ですね、目標地図でも出てきますけども、その耕作放棄地、荒廃農地を再生して今後利用される予定にされておりますので、その部分を色を塗らせていただいております。目標地図で言いますと紫色の色を、利用者Cという部分が\*\*\*\*\*さんになりますけども、それを増やさせていただいたところを修正させていただいております。

次、白地地区は現状維持。何も変更はありません。今までどおり生産組合のほうが集積していくということです。

岩井地区もほぼ現状維持。岩井のほうも\*\*\*\*\*が作業受託している農地を目標地図上に記載していただいておりますけども、先ほどの\*\*\*\*\*と\*

\*\*\*\*と同じような理由で目標地図からは削除させていただいております。ただし、これも先ほどと同じように、農業支援サービス事業者一覧の中に\*\*\*\*\*の名前を上げさせていただいております。作業内容としては田植と収穫をされておられるということですので、そのように記載をさせていただいております。

最後、蒲生地区ですけれども、蒲生地区については基本、まず大きなところは\*\*\*\*\*さんがかなり作っておられますが、現状、それを全てほかの利用者、地域内の利用者の方に付け替えていくと。実際に\*\*\*\*\*さんは目標地図に上がらないような計画になっております。それから、山ノ神付近については、全体的に\*\*\*\*\*、それから\*\*\*\*\*さんのほうに集積、付け替えしていくと。それから、銀山付近については、\*\*\*\*\*さん、\*\*\*\*\*さん、それから\*\*\*\*\*さん、そういった方に集積していくと。洗井付近は、全体的に\*\*\*\*\*さんのほうに集積をしていく。横尾の棚田の辺りでは、全体的に\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんのほうに集積する。鳥越付近、圃場整備したところぐらいになると思いますけれども、については\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんのほうに集積していくというのが蒲生の主なところかなと思います。1つ、蒲生のほうが目標地図で全然面積が上がってこない人の名前が上がってたんですけど、その方は2名ほど削除させていただいております。それを素案から修正させていただいたというところでございます。

このたびつくらせていただいた地域計画のほうには名前が書いてありますけれども、実際にホームページとかで公表するときには地図のような形で、表現で上げたいと思っております。個人名とかは全く一切出てこない。認定農業者A、B、Cとかそういった形で、誰もが目に触れるようなホームページとかについては省略して載せたいと思っております。

説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。

何か質問がありましたら。

地域計画の農政部会での結果を。

9番

部会のほうは2月28日にしまして、協議した結果ですが、地域計画案、それから目標地図案につきまして、地域計画の記載事項、それから目標地図素案からの変更点等、資料に基づいて説明を受けましたが、部員からの疑義や意見は特にありませんでした。

議長

質問、疑問がありましたらお願いします。

3番

今、最終的にマックスがどのぐらいでいけるんかと思うんだけど、農地の集積。これを見ると9つの法人が一番ようけなんだけど、最終的にそっ

ちに流れていくと思うんだがな、集積がずっと。マックス的にはどの程度余裕を持ってされるんかなど。

期間って5年5年でずっとしていく、一年一年更新していくというんだけど、これから10年、15年たったときに、要はこのぶら下がってる人っていうのは高齢者で、新規の人も多少は入ってくるか知らんけど、実際に流れとしてはこっちにずっと流れるんだがな。会社組織を持つとるほうに農地が集約されていくんだがな。これは目に見えとるわね。そうなったときに、やってる人たちがマックス抱えられる面積、100ヘクタールなのか、その辺がどうなんかな。そうなった場合にどうなるんかなど。ただ、やれんようになったらそういうふう集積していけ集積していけで一年一年更新していくわけだけでも、果たしてそれがパンク状態になってこないかなどというの1つあるんでね。ただ、今はええけど、これから先を見据えた場合に、それは何ぼでも従業員抱えてどんどんやりゃあ作業的にはできるかしらんけど、そこまで経営者も大変だろうと思うし、事業を増やしていくの。その辺の見比べと併せてどうなんかなど思ったんだけど。

事務局 目標地図には一応掲載したんだけど、例えばさっき言った\*\*\*\*\*さんなんか20ヘクタールぐらい増やすような計画になっている全域で。

3番 それ、いけるんですか。

13番 時間かければやります。来年いきなり20ヘクタール増やしてって言われたら、えってなりますけど。ちゃんと時間かけて増やしていくのであれば、多分それはどうでも対応はできると思いますけど。

3番 だけど、平野部はええで。岩井地区から奥のほうなんかを本当にやれって言われても、取ったとしても恐らく大変。

議長 平野というか団地が取れるようなところであったりするようなところはええだろうけど、中山間の山間地でそれは事態を見ながらいかんちゅうといけんと思います。

計画は立てれるけども、本当にそうなるかって言われると、それはなかなか。

事務局 ですので、そういう先が見えないところを、地域を巻き込んで農業委員会なり町なりが一緒になって話をしていくための。

3番 だけえ、そういうことを心配しとるんです。こうやって出てきても、平野部のほうはええんだけど、ある程度はええんだけど、郡部のほうはこれ

から、今、草刈りやあにしたってシルバー人材を頼む頼むというてシルバーやあも上がるとるけど、本当にシルバーが頼めるんかということになる。

事務局

\*\*\*\*\*さんでも方々しておられるけども、目標地図でも山ノ神の辺りをごっそりするとか、横尾の辺りでも棚田するってしとるけど、本当にしてくれるかって疑問は当然残る。普通に経営のことを考えりゃあ、とてもじゃないけどやるようなところじゃない。

3 番

国の施策が本当に間違った方向に進みようりゃあへんかとか、やっぱりそういう、今回でもこれ、補助金の関係だってさっき言いましたが。案をつくって、まず第一にそういう案をきちっと仕上げたところが補助金もらうんだと。結構難しい問題ですね。

議 長

そのほか。

4 番

あと、ちょっと細かいことなんですけど、地図のタイトルのことなんですけど、現況にも目標地図って書いてありますよね。目標と現況の地図が2つ並べて書いてあるんですけど、タイトルのところに、大きなタイトルで目標地図って書いてあって、初めて見る人は何だろうなって、どっちがどっちかなというふうな誤解を招かんかなと思った。

事務局

そうですね。現況地図ってしたほうがいいのかも。目標地図って、国なんかに出すのは現況は必要ないんです、本当は。あくまで目標地図がどうかっていうだけであって。ただ、参考で現況がないとどう変わったか分からんけえ表示してあるので、目標地図の一部だけでも、これは現況分だよって意味合い。

現況地図ってしたほうが分かりやすいと思います。そのように直させていただきます。

議 長

よろしいでしょうか。それでは、地域計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。  
それでは、議案のほうは終了いたしました。

議 長                   その他のほうでお願いします。

事務局                   ①農業委員会だより第203号原稿について  
                          ②令和7年度農業委員会総会日程（案）について  
                          ③タブレット研修について

議 長                   皆さんのほうで何かありましたら、その他で。いいですか。

                          (発言なし)

議 長                   では、次回の総会日程のほうを、4月10日木曜日になりますが、11時半からでよろしいでしょうか。

                          (異議なし)

議 長                   それでは、本日の日程を終了いたしましたので、閉会させていただきます。